

議第15号

平成30年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成30年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間流入下水道量		m ³ 353,951,000	
1日平均流入下水道量		970,000	
主要な建設改良事業		千円	
公共下水道整備事業		18,000,000	
下水道管路の改築更新・地震対策		6,099,000	老朽管の改築更新及び重要な管路の耐震化
下水処理施設の改築更新・地震対策		6,039,000	水環境保全センター施設の改築更新及び地震対策
浸水対策		3,660,000	雨水幹線等の整備
水環境対策		1,702,000	合流式下水道の改善等
創エネルギー対策		500,000	下水汚泥固形燃料化施設の整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	52,276,000千円
第1項 事業収益	44,032,793千円
第2項 事業外収益	8,243,207千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	48,013,000千円
---------------	--------------

第1項 事業費用	41,623,509千円
第2項 事業外費用	6,389,491千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,092,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,004,000千円、当年度利益剰余金処分別額及び損益勘定留保資金25,088,000千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 公共下水道事業資本的収入	24,642,522千円
第1項 企業債	18,578,000千円
第2項 出資金	1,745,647千円
第3項 国庫補助金	3,959,060千円
第4項 工事負担金	237,659千円
第5項 分担金	1,090千円
第6項 基金収入	1,901千円
第7項 基金繰入金	116,568千円
第8項 その他資本的収入	2,597千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入	32,478千円
第1項 貸付金回収金	32,478千円
合 計	24,675,000千円

支 出

第1款 公共下水道事業資本的支出	50,734,522千円
第1項 建設改良費	19,056,510千円
第2項 企業債償還金	31,676,111千円
第3項 投資	1,901千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出	32,478千円

第1項 貸 付 金 32,478千円
 合 計 50,767,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備事業	平成30年度から平成33年度まで	千円 6,000,000
諸 施 設 整 備	平成30年度及び平成31年度	100,000
諸 施 設 修 繕	平成30年度及び平成31年度	100,000
施設運転管理等業務	平成30年度から平成33年度まで	4,203,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設改良費	千円 12,500,000	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元金均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	341,000			
計	12,841,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち3,256,023千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金	3,256,023千円
-------	-------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成30年2月16日提出

京都市長 門川大作